

地方ヒアリングにおける意見骨子

平成22年4月19日

全国町村会

- 基本的に地方が自由に使える「一括交付金」の主旨・目的に、町村長は期待していること
- 「三位一体改革」時のような地方交付税はじめ地方財源の削減を行わない旨『基本的考え方』で、まず明らかにすること
- 制度設計に当たっては、必要な事業の計画的実施に支障が生じないように、小規模な町村へマイナスの影響を与えないこと
- 格差是正の観点から、財政力の弱い市町村に手厚く配分する方針を『基本的考え方』に明記すること
- 「総額」は、総理大臣出席の下、「国と地方の協議の場」で協議・決定すること
- 国家補償的性格を有するもの、特定地域の特別の事情により講じられているものは、「一括交付金」化の対象外とすること
- 公共事業や施設整備の投資的経費の交付基準は、社会資本整備の状況を考慮すること
- 用途の自由な自主財源であることを法的に明確にするため、「補助金適正化法」の適用対象外とすることについて、論点に加えて検討すること
- 地方交付税の復元の工程も、明確化が不可欠であること
- より良い制度となるよう、今後とも、町村の意見を十分聞くこと